

全日本選手権都道府県予選の新ルール採用に向けた提案（抜粋）

審判委員会

2021年の第38回全日本選手権から新競技ルールが採用され、都道府県では2020年から全日本選手権出場のため
の予選が新競技ルールで実施される。都道府県予選の実施を円滑に進めるため、以下の2点を提案する。

提案1 2020年度4月の審判資格更新時に公認審判員と国体審判員を統合する

現在、審判員資格は従来ルールで認定される公認審判員と、新ルールを元にした国体ルールで認定される国体
審判員の2種類ある。今後数年で4つの全国大会および全日本選手権のための都道府県予選が新ルールでの実施
に移行されることに鑑み、すべての審判員資格を新ルールによる認定に改め、2つの審判員資格を統合するこ
とを提案する。

提案2 都道府県予選で使用する簡易採点システムを開発する

新ルールでの競技実施には、専用の採点システムが必要となるが、都道府県予選でこの採点システムを使用す
ることは難しい。一方、すでに実施済みの国体ブロック予選では、システムを一切使用せず、単純な平均値で採
点を行ったが、この方法では採点システムを採用した場合の結果との乖離が大きい。これらの問題を解決するた
め、都道府県やブロックで使用できる簡易採点システムを開発することを提案する。

以上の提案につき、理事会での承認を経て、関係各位のご協力をお願いする次第です。

以上

提案1 2020年度4月の審判資格更新時に公認審判員と国体審判員を統合する

(1) 資格

- ・国体審判員資格を有し、公認審判員資格を有しない人は、国体太極拳審判員は公認太極拳2級審判員、国体長
拳審判員は公認拳術2級審判員として認定する。
- ・公認1級・2級審判員で、国体審判員資格を有しない人は、現在の資格のまま国体審判業務を行うことができ
る。
- ・公認3級審判員および公認審判員資格を有しない人で、国体審判員資格を有する人は、公認2級審判員として
認定する。
- ・公認審判員は、①：2018年度に東京・大阪で実施した新ルール講習会、②：2019年度に8ブロックで開催する
新ルール研修、③：①②のいずれかを受講した審判員が実施するブロック・都道府県での審判研修（大会開催
時の研修を含む）のいずれかを受講し、新ルールに対応できるようにする。（2018年・2019年事業計画で承認
済み）

武 術 太 極 拳

現在の資格と統合後の資格

現在の資格 1	現在の資格 2	統合後の資格
公認 1 級	国体有	公認 1 級
	国体無	公認 1 級
公認 2 級	国体有	公認 2 級
	国体無	公認 2 級
公認 3 級	国体有	公認 2 級
	国体無	公認 3 級
国体審判	公認 1 級	公認 1 級
	公認 2 級	公認 2 級
	公認 3 級	公認 2 級
	公認無	公認 2 級

(2) 職能

・資格統合による公認審判員の職能を以下とする。

「公認太極拳審判員」の職能：

一級審判員

日本連盟が主催、後援、協賛する全国性の競技会、大会等の「太極拳種目」、「伝統拳術種目」および「JOCジュニア大会拳術種目」の審判業務をすることができる。

都道府県大会およびブロック大会のすべての種目の審判業務をすることができる。

二級審判員

日本連盟が主催、後援、協賛する全国性の競技会、大会等の「太極拳種目」の套路審判およびすべての種目の業務審判の審判業務をすることができる。

都道府県大会およびブロック大会のすべての種目の審判長を除く審判業務をすることができる。

三級審判員

都道府県大会およびブロック大会の套路、業務審判員および所属団体大会その他の競技会等の審判業務をすることができる。

「公認拳術審判員」の職能：

一級審判員

日本連盟が主催、後援、協賛する全国性の競技会、大会等の「拳術種目」、「伝統拳術種目」および「JOCジュニア大会太極拳種目」の審判業務をすることができる。

都道府県大会およびブロック大会のすべての種目の審判業務をすることができる。

二級審判員

日本連盟が主催、後援、協賛する全国性の競技会、大会等の「拳術種目」の套路審判およびすべての種目の業務審判の審判業務をすることができる。

都道府県大会およびブロック大会のすべての種目の審判長を除く審判業務をすることができる。

三級審判員

都道府県大会およびブロック大会の套路、業務審判員および所属団体大会その他の競技会等の審判業務をすることができる。

(3) 更新料

・公認審判員資格と国体審判員資格を有する人は両資格の更新が必要だったが、これにより更新が一本化され、更新料負担が軽減される。

以上